

予算項目	施設改良費 委託料
委託番号	長期 第11号

設 計 書

室 長	副参事	担 当	副務者	検 算	主務者 (監督員)

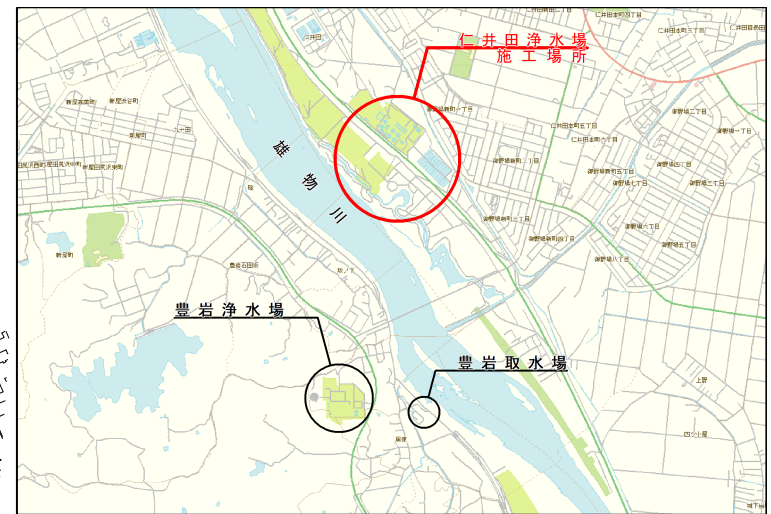
年 度	令和5年度	作成年月日	令和5年4月3日	履行期間	令和10年3月24日まで
委 託 名	仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託				
委託場所	秋田市仁井田字新中島221番地の2ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		■ モニタリング業務	
	業 務 価 格		・ 共通業務	1 式
	消費税等相当額		・ モニタリング業務	1 式
	業 務 委 託 費		(設計モニタリング業務)	
			(建設モニタリング業務)	
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員) (職名)氏名	

仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託 (仁井田浄水場)

【モニタリング業務概要】

- ・仁井田浄水場等整備事業に伴う、設計モニタリングおよび建設工事モニタリング等の支援を行う。



案内図

【施工場所】

仁井田浄水場
秋田市仁井田字新中島221番地の2

【事業概要（仁井田浄水場）】

仁井田浄水場建設（天日乾燥床は既設流用）

敷地面積
・127,280.66m²

施設規模

- ・計画1日最大給水量=65,300m³/日
- ・計画取水量=71,900m³/日
- ・計画浄水量=71,900m³/日

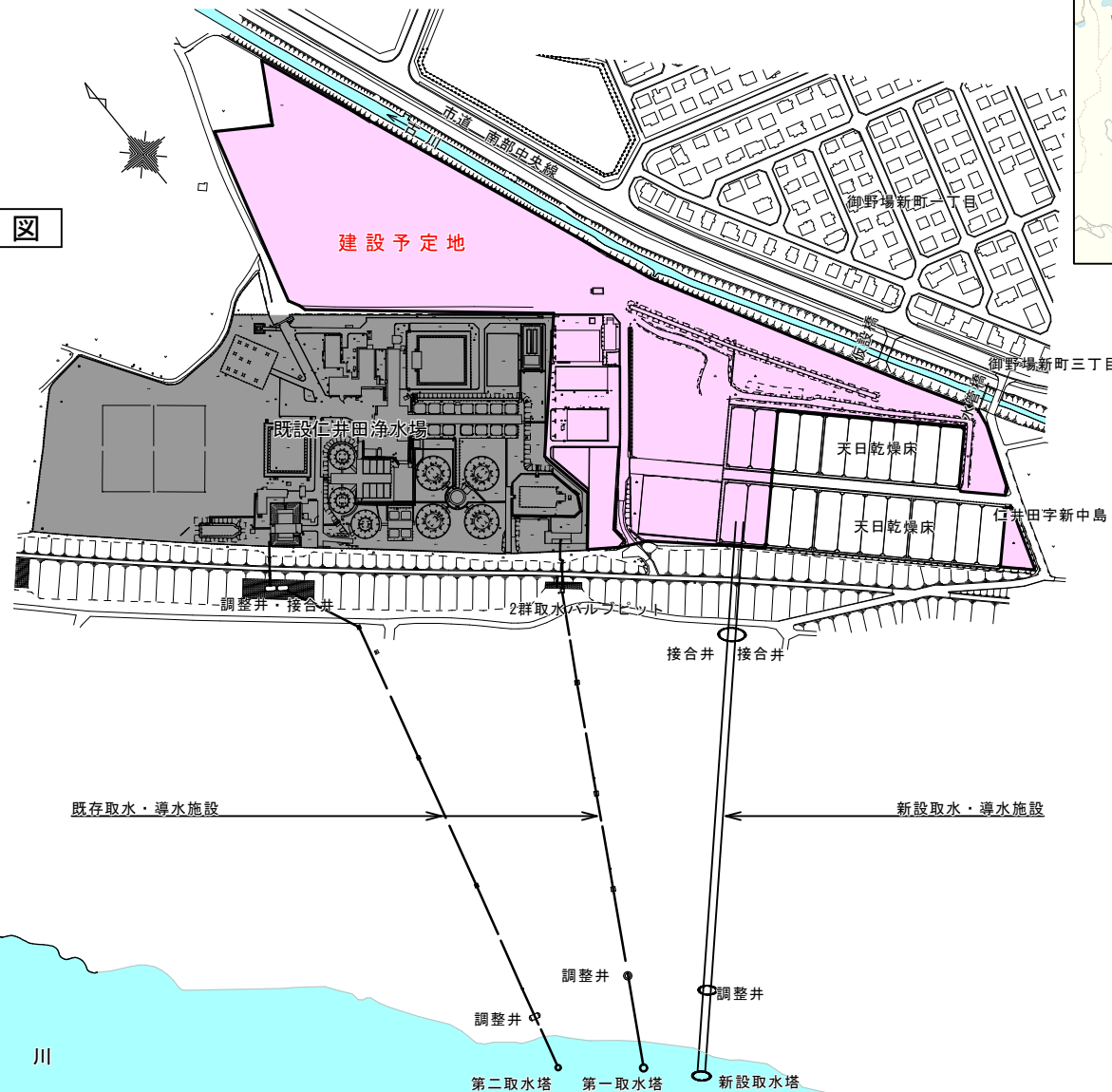
浄水処理方式

- ・粉末活性炭+凝集沈澱+急速ろ過

主要施設

- ・取水施設（沈砂池、取水ポンプ施設等）
- ・浄水施設（凝集沈澱池、急速ろ過池等）
- ・送水施設
- ・排水処理施設
- ・薬品注入設備
- ・粉末活性炭注入設備
- ・管理棟（中央監視装置等）
- ・受変電設備
- ・非常用自家発電設備

配置図



は、建設予定地を示す。

委託名	仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託		
図面名	仁井田浄水場配置図		
図面番号	1	縮尺	NON
秋田市上下水道局			

仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託 (豊岩浄水場、取水場)

【モニタリング業務概要】

- ・仁井田浄水場等整備事業に伴う、設計モニタリングおよび建設工事モニタリング等の支援を行う。

【事業概要】

取水場

- ・非常用発電機新設
- ・受変電設備改修
- ・遠方監視制御装置新設

管理本館

- ・豊岩送水ポンプ新設
- ・浜田送水ポンプ更新
- ・中央監視制御装置更新
- ・遠方監視制御装置新設
- ・受変電設備改修

ろ過池

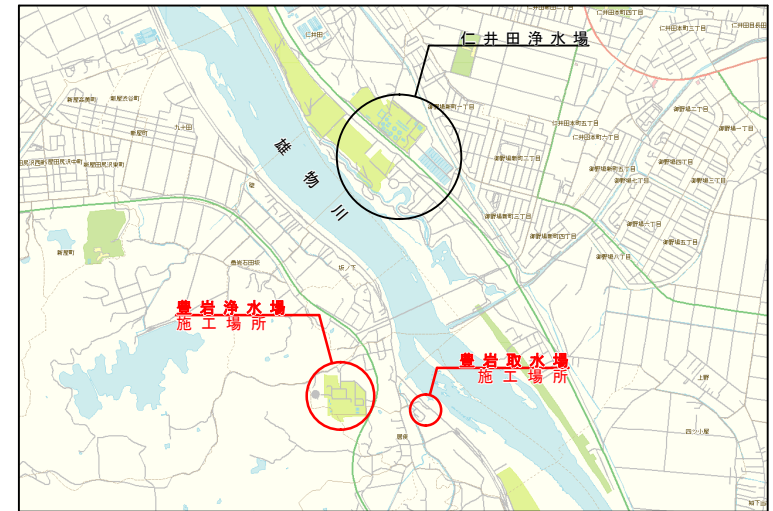
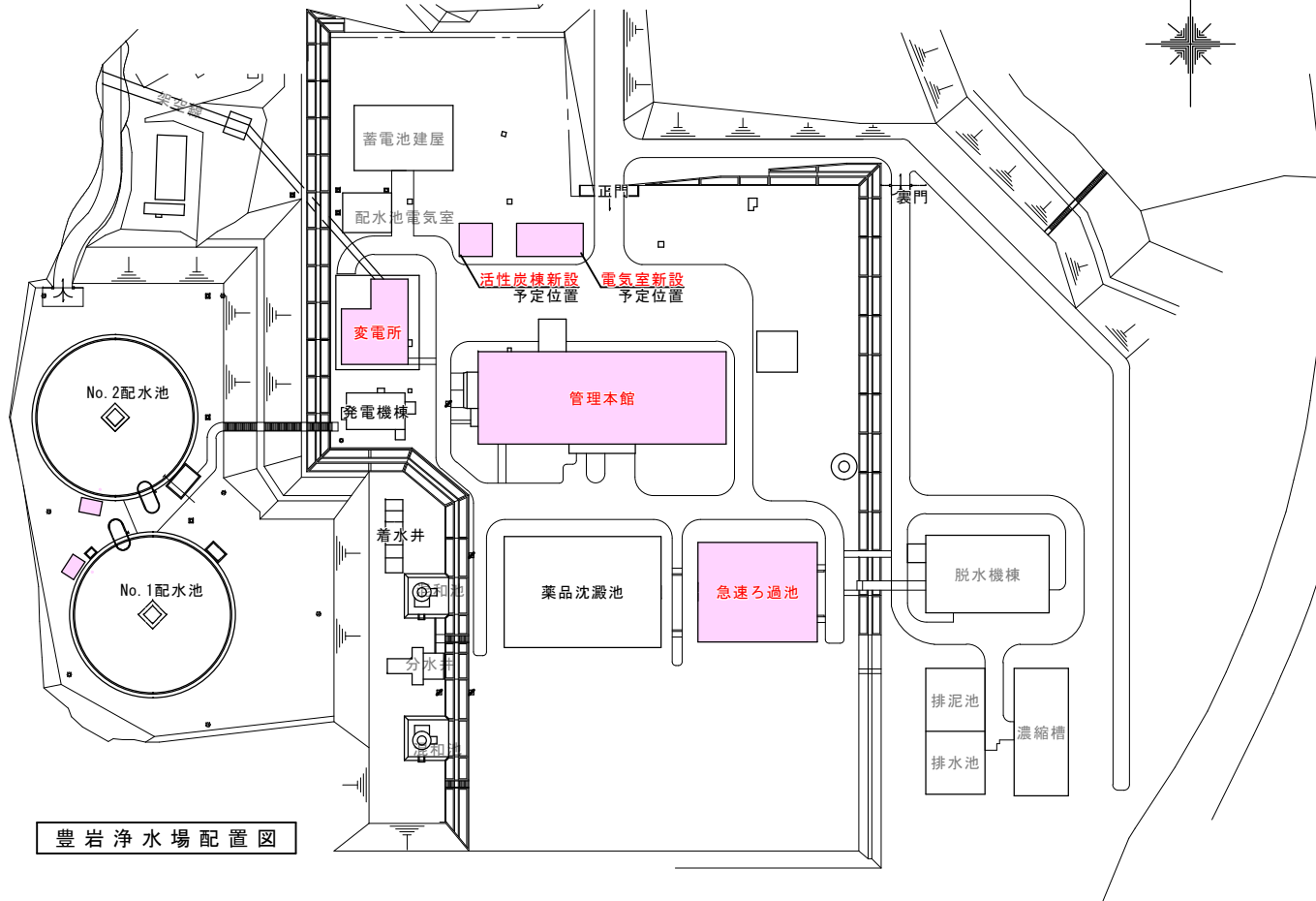
- ・ろ過池改良
- ・洗浄時の流入および排水流量制御機能の追加

薬品注入設備

- ・活性炭棟新設
- ・活性炭注入設備新設

構内

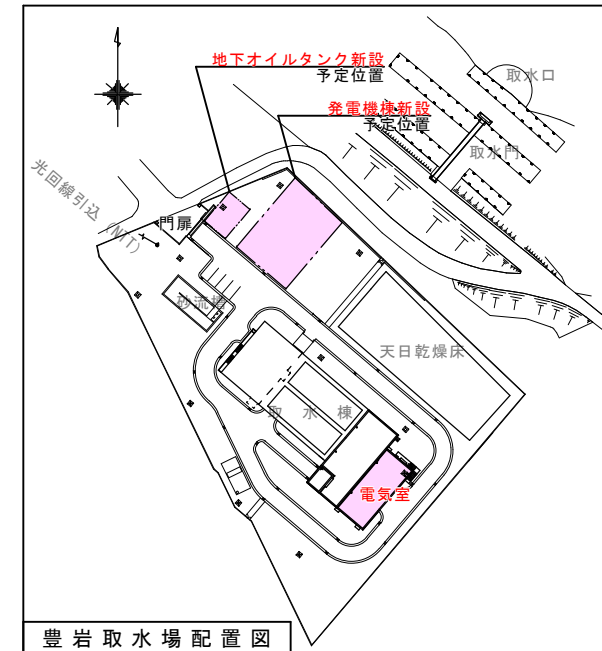
- ・豊岩送水管新設
- ・活性炭注入配管新設
- ・電気室新設
- ・受変電設備改修



【施工場所】

豊岩浄水場
秋田市豊岩豊巻字上野164番地

豊岩取水場
秋田市豊岩豊巻字下川原161番地の7



は、改修・新設予定場所を示す。

委託名	仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託		
図面名	豊岩浄水場、取水場配置図		
図面番号	2	縮尺	NON
秋田市上下水道局			

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費						円	円	
	業務価格							
		直接人件費						
			共通業務	式	1			1号明細書
			モニタリング業務	式	1			2号明細書
			小計					
		直接人件費 計						
		直接経費						
			電子成果品作成費	式	1			
			法務審査	式	1			
			小計					
		直接経費 計						
		直接原価						

業 務 委 託 費 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		間接原価						
			その他原価					
			小計					
		間接原価 計						
		業務原価						
		一般管理費等						
			一般管理費等					
			小計					
		一般管理費等 計						
	業務価格 計							
		消費税等相当額						
			消費税等相当額					
			計					
業務委託費 計								

第 1 号 明 細 書

共 通 業 務

1 - 1

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務打合せ（初回）						
技師長		1	人			
主任技師		1	人			
技師（A）		4	人			
小 計						

第 1 号 明 細 書

共 通 業 務

1 - 2

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務打合せ（中間10回）						
技師長		10	人			
主任技師		10	人			
技師（A）		40	人			
小 計						

第 1 号 明 細 書

共 通 業 務

1 - 3

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務打合せ（最終）						
技師長		1	人			
主任技師		1	人			
技師（A）		4	人			
小 計						
計						

第 2 号 明 細 書

モニタリング業務

2-1

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計モニタリング業務						
主任技師		2	人			
技師 (A)		19	人			
技師 (B)		19	人			
小 計						

第 2 号 明 細 書

モニタリング業務

2-2

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
建設モニタリング業務						
技師 (A)		138	人			
技師 (B)		93	人			
小 計						

第 2 号 明 細 書

モニタリング業務

2-3

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
疑義発生時等の対応業務						
主任技師		4	人			
技師 (A)		5	人			
技師 (B)		6	人			
小 計						

第 2 号 明 細 書

モニタリング業務

2-4

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書作成						
主任技師		6	人			
技師 (A)		7	人			
技師 (B)		7	人			
技師 (C)		7	人			
小 計						

第 2 号 明 細 書

モニタリング業務

2-5

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
照査						
技師長		5	人			
主任技師		5	人			
小 計						
計						

仁井田浄水場等整備事業
モニタリング業務委託

特 記 仕 様 書

秋田市上下水道局

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、秋田市上下水道局(以下、「局」という。)が発注する「仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託(以下、「業務」という。)」に適用する。

また、業務内容についての疑義および変更の必要性が生じた場合は、局と業務の契約を締結した者(以下、「受託者」という。)との協議により定めるものとする。

2 業務の目的

本業務は、設計・施工一括発注方式(以下「DB方式」という。)により実施される仁井田浄水場等整備事業(以下、「本事業」という。)において、令和4年度より開始している事業者の設計および建設工事が、募集要項、要求水準書、設計及び建設工事請負契約書(以下、「募集要項等」という。)および技術提案書に基づき、適正かつ確実に履行されているかどうかを審査する業務の支援を局に対し行うことを目的とする。

3 業務体制および総括責任者等の実績・資格要件

受託者は、次に該当する各技術者を配置すること。なお、各技術者の下に副担当者を置くことができる。各技術者は当該入札参加希望者と直接的な雇用関係にあるものとする(照査技術者は、管理技術者のほか各技術者と兼任することができない。また、各技術者を同一の技術者が兼務することはできない。)

(1) 管理技術者(総括責任者)：1名

管理技術者(総括責任者)は、浄水場における業務(P P P等アドバイザー支援業務、P P P等設計・建設モニタリング支援業務、基本設計業務又は実施設計業務の内、いずれかの業務)において、管理技術者として従事した実務経験を有し、次のいずれかの資格を有する者。

ア 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(上下水道 - 上水道及び工業用水道))

イ 技術士法で定める技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道))

(2) 照査技術者：1名

照査技術者は、浄水場における業務(基本設計業務又は実施設計業務)において管理技術者又は照査技術者として従事した実務経験を有し、次のいずれかの資格を有する者。

ア 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(上下水道 - 上水道及び工業用水道))

イ 技術士法で定める技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道))

(3) 土木技術者：1名

土木技術者は、浄水場における土木業務（PPP等アドバイザー支援業務、PPP等設計・建設モニタリング支援業務、基本設計業務、実施設計業務、工事監理又は監理支援業務の内、いずれかの業務）の実務経験を有し、次のいずれかの資格を有する者。

ア 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(上下水道))

イ 技術士法で定める技術士(上下水道部門)

ウ R C C M(上水道及び工業用水道)

(4) 建築技術者：1名

建築技術者は、浄水場における建築業務（PPP等アドバイザー支援業務、PPP等設計・建設モニタリング支援業務、基本設計業務、実施設計業務、工事監理又は監理支援業務の内、いずれかの業務）の実務経験を有し、建築士法で定める一級建築士の資格を有する者。

(5) 機械技術者：1名

機械技術者は、浄水場における機械設備業務（PPP等アドバイザー支援業務、PPP等設計・建設モニタリング支援業務、基本設計業務、実施設計業務、工事監理又は監理支援業務の内、いずれかの業務）の実務経験を有し、次のいずれかの資格を有する者。

ア 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(上下水道))

イ 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(機械))

ウ 技術士法で定める技術士(上下水道部門)

エ 技術士法で定める技術士(機械部門)

オ R C C M(上水道及び工業用水道)

カ R C C M(機械)

(6) 電気技術者：1名

電気技術者は、浄水場における電気設備業務（PPP等アドバイザー支援業務、PPP等設計・建設モニタリング支援業務、基本設計業務、実施設計業務、工事監理又は監理支援業務の内、いずれかの業務）の実務経験を有し、次のいずれかの資格を有する者。

ア 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(上下水道))

イ 技術士法で定める技術士(総合技術監理部門(電気電子))

ウ 技術士法で定める技術士(上下水道部門)

エ 技術士法で定める技術士(電気電子部門)

オ R C C M(上水道及び工業用水道)

カ R C C M(電気電子)

4 提出書類

受託者は、契約約款に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出することとする。

なお、業務計画書は、初回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

(1) 着手時

- ア 業務着手届
 - イ 業務工程表
 - ウ 業務計画書
 - エ その他必要なもの
- (2) 業務期間中
- ア 各種会議議事録
 - イ 打合せ簿
 - ウ 中間報告書
 - エ その他必要なもの
- (3) 完了時
- ア 業務完了報告書
 - イ 委託業務完了通知書
 - ウ 成果品引渡書
 - エ 業務委託料請求書等
 - オ その他必要なもの

なお、全ての提出書類についての著作権は、当該提出書類の引渡しと同時に局に無償で譲渡されるものとする。ただし、局は受託者に対し、提出書類を複製し、又は翻案することを許諾するものとする。

5 衛生管理

- (1) 受託者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たっては、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (2) 受託者は、作業従事者について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 21 条および水道法施行規則（昭和 32 年省令第 45 号）第 16 条に基づき、健康診断（腸内細菌検査、腸管出血性大腸菌検査等）を 6 ヶ月ごとに実施させるものとし、検査結果報告書を提出すること。（写し可）
- ただし、局との協議により不必要と認められた場合は、この限りではない。

6 安全管理

- (1) 受託者は、調査作業に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。
- (2) 受託者は、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めること。

7 作業時間

作業時間は、原則として当局の勤務時間に倣うこと。また、土・日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日および平日時間外の作業を行う場合は、事前に局の承認を得るものとする。

8 事故および機器の不具合

調査作業中又は終了後に、受託者の責任に帰する事故および機器等の不具合が生じた場合は、受託者の責任と負担により速やかに処置し、局の確認を得ること。

ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、受託者と局との協議の上決定する。

9 成果品の審査および納品

(1) 受託者は、成果品完成後に局の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、局の検査をもって、業務の完了とする。

10 資料の収集

本業務に必要な資料の収集および確認は、受託者が行うものとする。局は、自らが所持する資料等のうち、本業務の遂行上必要なものは可能な範囲で無償貸与（本業務を遂行する目的以外の使用は不可とする。）することとし、受託者はその管理に万全を期すとともに、使用後速やかに返納することとする。

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献名および資料名を明記すること。

11 検査・引渡し

本業務は業務完了検査の合格をもって引渡しとするが、提出書類に記入漏れ又は不備もしくは誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかにこれを訂正のうえ、局が指示する期日までに提出するものとする。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

ただし、工事の遅延に伴う委託期間の延長については、協議のうえ変更することもある。

12 疑義

本仕様書に定めのない事項について局が業務上必要と認めた場合、受託者は協議のうえ、その業務を遂行するものとする。また、疑義が生じた事項については、局と受託者が協議のうえ定めるものとする。

第2章 業務

1 業務の概要

(1) 業務名

仁井田浄水場等整備事業モニタリング業務委託

(2) 施工場所

秋田市仁井田字新中島 221 番地の 2 ほか

(3) 対象事業

仁井田浄水場等整備事業（DB方式）

(4) 業務の内訳

ア 設計モニタリング

イ 建設モニタリング

(5) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 24 日まで

（ただし、事業の進捗状況により履行期限は変更となる可能性がある。）

【対象事業の予定スケジュール】

・設計期間：令和 5 年 3 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

・施工期間：令和 6 年 7 月 1 日から令和 10 年 3 月 10 日まで

2 基本原則

(1) 本業務期間中、受託者は常に本事業のモニタリングに係る疑義に応じられるよう、工事現場、募集要項等、技術提案書、事業者が作成した基本設計および実施設計（以下「設計図書」という。）等を把握し、厳正に本事業のモニタリングを行うものとする。

(2) 受託者は、モニタリングに係る回答および報告は、全て書面をもって速やかに、又は局が指示する期日までに報告するものとする。

3 設計および建設モニタリング業務

(1) 設計モニタリング業務

事業者から提出された設計図書の審査および指導の支援を行うものとする。

ア 設計図書について、その内容が募集要項等および技術提案書と適合しているかどうかについて適否の確認を行い、その結果を報告する。

イ 設計図書の適否の確認に当たっては、局の意図するところを設計に反映するよう、適切な指導をするための技術的な助言を行う。また、必要に応じて資料等を作成し説明を行う。

(2) 建設モニタリング業務

建設工事着工後の土木工事、建築工事、機械設備工事、電気設備工事について、募集要項等に定められた事項、技術提案書等について業務の

不履行や不適合がないか審査および指導をするための支援を行うものとする。

- ア 施工について、その内容が募集要項等および技術提案書と適合しているかどうかについて適否の確認を行い、その結果を報告する。
- イ 建設モニタリングの結果、事業者の履行内容について、募集要項等および技術提案書との不適合が確認された場合、これに係わる改善および変更、修正等についての措置に係わる指導をするための技術的な助言を行う。また、必要に応じて資料等を作成し説明を行う。
- ウ 局は、建設工事に係る施工立会、工場検査等、各工種の監理業務を実施するが、必要に応じて受託者による立会等を求めることがある。

(3) 共通事項

- ア 受託者は、本事業の円滑な推進を図るために十分な経験と必要な資格を有する担当者をそれぞれ配置し、総括責任者は業務全般にわたる管理を行うものとする。
- イ 事業者の履行内容が募集要項等と合致するものであるか審査を行うとともに、実施する事業者との会議（年2回 計10回程度）および初回・最終打ち合わせに受託者は必ず出席し、必要な支援（会議資料の作成、事業者の作成資料の確認を含む）を行うほか、臨時的に行う会議で、局が出席を求めた場合は原則本業務に含むものとして対応することとする。なお、第1章3(1)から(6)までの技術者は原則として全員出席する（副担当者を置く場合はこの限りではない）。
- ウ 局、受託者および事業者は、常に密接な連絡体制を確保し、事業者との会議にて十分な協議を行うなど、事業の進捗に支障のないようにする。
- エ 前項の協議内容について、受託者は議事録をその都度作成し、両者確認のうえ、局および受託者それぞれ1部保管するものとする。
- オ 受託者は、業務終了後にあっても局から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、これに要する経費は、原則として受託者の負担とする。

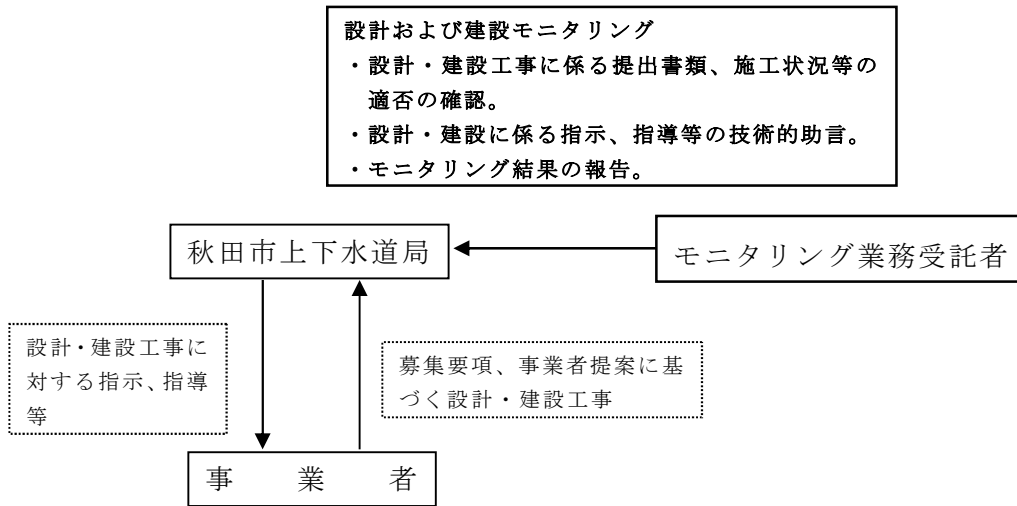


図 1 モニタリング業務履行イメージ

4 疑義発生時等の対応業務

契約書等に定めのない事項について疑義が生じた場合、必要な指導をするための支援を行う。

なお、措置および疑義において、弁護士による法的助言が必要となった場合は、弁護士法に定める弁護士資格を有する者により、本事業に係る契約書等の内容について、法的観点からの精査を行う。

5 報告書の作成

業務内容に係る検討経過および資料を整理し、報告書を作成する。

6 照査

1～5の各事項において内容に齟齬が生じないよう適宜確認を行う。

7 完了時の提出図書（成果品）

- (1) 報告書（A4版、金文字黒表紙製本）
- (2) その他必要なもの
- (3) 上記の電子データ（DVD-ROM又はCD-ROM）

なお、部数については、局との協議の上決定とする。

第3章 その他の特記事項

1 報告書

- (1) 第2章について取りまとめ、報告書を作成する。成果品は、製本による報告書と電子納品によるものとする。
- (2) 報告書とは別に、中間報告書を作成し提出すること。中間報告書の提出時期は、発注者と協議の上決定する。
- (3) 電子納品は、CD-ROM又はDVD-ROMに件名を表示して、指定部数を提出すること。内容は、製本による報告書の体裁をPDF形式に整理・変換したもののほか、作成したデータを以下の形式により格納すること。なお、各種データのファイル作成は次のとおりである。マイクロソフトのアプリケーションについては、Microsoft Office 2007形式以降とする。

ア 文書：Microsoft Word形式又はJustsystem 一太郎形式(2008以降)

イ 表，グラフ：Microsoft Excel形式又はMicrosoft PowerPoint形式

ウ 各種計算書は、Excelデータにコンバートしたものとする。

エ 写真データ：Jpeg形式とする。

オ 図面データ：PDF形式およびJWW形式又はDXF形式とする。

- (4) ウイルス対策は、次のとおりとする。

ア 受注者は、電子成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。

イ ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。

ウ 最新のウイルスも検出できるよう、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。

エ 電子媒体の表面には、ウイルスチェックに関する情報として、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日又はパターンファイル名」および「チェック年月日(西暦表示)」を明記すること。

以上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市上下水道局を、「乙」は受託者をいう。